

令和4年3月7日開催

箕輪町農業委員会第13回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年3月7日(月) 午後4時00分から午後4時45分

2 開催場所 ZOOM開催(事務局会場:役場202会議室)

3 出席委員 22人

| | | |
|------|------|--------------------|
| 会長 | | 鈴木 健二 (202会議室にて参加) |
| 会長代理 | 議席1番 | 春日 初 (202会議室にて参加) |
| 委員 | 2番 | 金澤 博 |
| | 3番 | 倉田 孝子 |
| | 4番 | 唐澤 金実 |
| | 5番 | 唐澤 稔 |
| | 6番 | 藤田 久一 |
| | 7番 | 櫻井 克成 |
| | 8番 | 井口 雅文 |
| | 9番 | 藤森 英雄 |
| | 10番 | 原 美鈴 |
| | 11番 | 赤沼 好秋 (202会議室にて参加) |
| | 12番 | 唐澤 健二 |
| | 13番 | 小林 正俊 |
| | 14番 | 鈴木 健二 |
| | 15番 | 大槻 憲治 |
| | 16番 | 関 幹子 |
| | 17番 | 唐澤 俊秀 |
| | 18番 | 小野健一郎 |
| | 19番 | 小松 孝寿 (202会議室にて参加) |
| | 20番 | 唐澤 由寛 |
| | 21番 | 藤澤 昭二 |
| | 22番 | 上田 千志 |

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大 (202会議室にて参加)

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。
【唱 和】
ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 コロナで自由な活動はできませんが、農業委員会は粛々と活動をしていきますので引き続きご協力をお願いします。
今回はZ o o m開催です。県協議会に確認したところこのような形でも問題ないとのことでした。皆さんのZ o o mでのご参加ありがとうございます。
1年経過しましたが、改めてお礼申し上げます。引き続きよろしく申し上げます。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第13回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、2月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 第12回総会を2月7日月曜日に開催しました。
現地地確認を午前9時から、会長、代理、金澤農地部長、役員会を午後1時30

分から会長、代理、農地部長、農地副部長、農政部長、農政副部長、研修委員会副委員長、総会を午後3時から開催しました。

※タブレットを使用し、一部Z o o m形式で開催

農地法第3条の案件2件、第5条の案件8件については、総会后8日付で許可書を交付しました。

また5条案件1件については8日付で不許可通知を出しました。

合計で30aを超える4案件については第71回県常設審議委員会にて許可相当となりました。県の開発許可が下り次第、許可証を発行予定です。

令和3年度長野県農業委員会女性協議会研修会を2月21日月曜日 午後1時～午後3時40分、役場202会議室においてZ o o m開催で行い、関委員、倉田委員、原委員が出席しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

4番 唐澤金実 委員 5番 唐澤稔 委員

の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買による所有権移転の申請。

対象農地 中箕輪〇〇(畑) 〇〇m² 農振地域内

売買価格 坪 〇〇円

譲渡人 〇〇氏

譲受人 伊那市荒井 〇〇氏

空き家に付随した農地。空き家と一緒に農地を購入。野菜を栽培予定。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、小松委員。

小松委員 小松です。先般、説明を受け現地確認をしました。事務局の説明のとおりです。特段問題はないかと思えます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。 売買での所有権移転による住宅敷地の申請。
対象農地 福与〇〇（畑）〇〇㎡ 2種農地
売買価格 坪〇〇円
譲受人 〇〇氏
譲渡人 〇〇氏
譲受人は現在、借家住まい。家を建てるにあたり眺望が良い当該土地を希望。

2件目の案件です。 売買での所有権移転による工場用地・駐車場の申請（変
更申請）。

対象農地 中箕輪〇〇（田）〇〇㎡ 2種農地
売買価格 坪 〇〇円
譲受人 松本市 〇〇株式会社
譲渡人 駒ヶ根市 株式会社〇〇 木造二階建て3棟
令和3年11月総会にて建売住宅用地として転用許可をした土地。
（譲受人 〇〇 譲渡人 埼玉県 〇〇氏）
譲渡人の〇〇は、土木及び建築資材の高騰、また品薄状態から事業を開始で

きずにいた。

譲受人から自社のルートにより早期に事業が実施できると話があり、土地の取得を強く要望されたため売却を希望。

3件目の案件です。 売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請。

対象農地 東箕輪〇〇 (畑) 〇〇m² 2種農地

売買価格 坪 〇〇円

譲受人 神奈川県 〇〇氏

譲渡人 〇〇氏

4件目の案件です。 売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請。

対象農地 東箕輪〇〇 (畑) 〇〇m² 2種農地

売買価格 坪 〇〇円

譲受人 松本市 〇〇氏

譲渡人 〇〇氏

こちらの農地ですが、町のハザードマップでは、一部が地すべり危険個所に入っており、委員の皆さんのご協議をお願いいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、井口委員。

井口委員 井口です。2月13日に説明を受けました。以前農振除外をした土地です。当初の目的通り住宅ですので問題はないと思われま。

議 長 2番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 唐澤健二です。2月17日に代理人から説明を受けました。資材が間に合わないとのことで変更したいという説明でした。事務局の説明のとおりです。

議 長 3～4番案件は、私、鈴木会長から説明します。

2月17日に行政書士から説明を受けました。2か所ありますが、事務局の説明のとおりです。

1か所が地すべり危険個所ということは、現地での説明時は知らず、住民環境課の審議がまだ終わっていないと聞いて気になっているところです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願ひます。

金澤委員 だめということではないが、これをそのまま許可をするといけないのではない
か。防災担当の総務課に聞き、問題がないか調べてからの判断ではないか。

議 長 質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
1 から 3 番案件を先に一括で採決します。
議案第 2 号の 1 から 3 番案件について原案のとおり決定することにご異議ござ
いせんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号の 1 から 3 番案件については、原案のとおり認めることに
決定いたしました。

次に 4 番案件を採決します。
4 番案件について賛成の方は挙手をお願ひします。

春日委員、唐澤稔委員 条件付き許可ということですか。

井口委員 私は条件付きということで許可に手を上げました。

議 長 今回は保留という選択肢もありますので、許可相当か保留か、許可不相当かで
再度採決を行います。
まず許可相当と思われる方は挙手をお願ひします。
(挙手なし)

次に保留の方は挙手をお願ひします。
(農業委員 12人、推進委員 8人挙手)

最後に許可不相当の方は挙手をお願ひします。

(挙手なし)

1人 棄権（農業委員）

意見多数により、第2号議案4番案件については、保留とすることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

36ページは、総括表となります。

畑 29, 557㎡です。

37ページからは、借り手の状況となります。

39ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年3月9日、終期は 5年が令和9年12月31日、

10年が令和14年12月31日となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。
ご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条 の規定に

よる農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について説明いたします。
43ページは、総括表となります。
田 24, 816㎡ 畑 5, 468㎡ 合計30, 284㎡
44ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思ひます。

議案第4号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。
ご審議お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。
続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
54ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳にな
ります。12件 解約の届出がありました。
報告第1号についての説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出

について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
57ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で5件ございました。
報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

4 番

5 番
